

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画  
及び中小企業等への独自支援策の実施について

<市長コメント>

先般、国による緊急経済対策の一環として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度」が、創設されたところです。

本市におきましても本交付金の活用に向け、新型コロナウイルスの感染拡大防止と感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活等への支援策を盛り込んだ実施計画を策定し、先月末、宮城県を通じて国に提出しました。

本市への配分が予定されている交付限度額は、約5億1千万円となっておりますが、今後の追加配分などを見込み、実施計画として事業総数は26事業、市の一般財源も含めた総事業費は、8億1,300万円余りとなっております。

それでは、実施計画の概要について御説明いたします。

「新型コロナウイルス感染症」の影響による経済状況の急激な悪化に伴い、中小企業、小規模事業者の経営がひっ迫している状況を鑑み、既に実施している本市独自の取り組みに加え、

新たな緊急支援策についても、今回の実施計画に盛り込んでおります。

主な内容として、国の「雇用調整助成金」制度を活用しやすくするため、社会保険労務士等に申請書類等の作成を依頼した中小企業者に対する助成、  
経営状況が悪化しているものの、国の家賃補助の対象とならない事業者に対する助成、  
借受人の家賃等の全部、若しくは、その一部の減額に応じたオーナーに対する助成、  
水産業における外国人材の不足を補うための人材確保に係る助成などであります。

また、感染拡大収束後の次のステージを見据え、特に大きな影響を受けている観光関連産業に関わる事業者に対する助成や複数の事業者が連携して実施する販売促進のプロジェクトに対する補助制度などを実施してまいります。

さらには、感染拡大防止対策の一環として、在宅で過ごす時間を少しでも有意義にするため、図書館の蔵書の充実に向けた取り組みなども実施してまいります。

各事業の詳細につきましては、配布資料を御確認ください。

なお、今回提出した実施計画については、第一次分として

市が単独で実施する事業が対象とされており、国庫補助事業を対象とした第二次実施計画の提出は、国から示されたスケジュールによりますと、秋口以降に予定されております。

引き続き、当該交付金等を活用しながら、市民の皆様の命と健康を守り、地域経済の早期回復に向けた支援に、全力で取り組んでまいります。